

第38回佐賀家庭裁判所委員会議事録

1 開催日時

令和5年5月15日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

2 開催場所

佐賀地方裁判所2階会議室

3 出席者等

(1) 委員長

小倉哲浩委員

(2) 委員（五十音順）

数間薫委員、木原久美子委員、草場栄美委員、桑原昇委員、古賀芳子委員、
坂井勝己委員、名和田陽子委員、前田華奈委員

(3) 説明担当者

佐賀家庭裁判所訟廷管理官 野 田 耕 司

佐賀家庭裁判所主任書記官 大 野 愛 子

(4) 事務担当

佐賀家庭裁判所事務局次長 山 下 裕 巳

佐賀家庭裁判所事務局総務課長 山 口 領 子

4 議事

(1) 小倉哲浩委員が委員の互選により委員長に選任された。

(2) 佐賀家庭裁判所委員会委員長代理に数間薫委員が指名された。

(3) 佐賀地方裁判所事務局総務課長が、第37回佐賀地方裁判所・佐賀家庭裁判所委員会のテーマである「裁判所の採用広報」について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(4) 本日のテーマを「家事調停委員の人材確保について」とすることを確認した。

(5) 佐賀家庭裁判所訟廷管理官野田耕司及び同主任書記官大野愛子が、家事調停委員の人材確保について説明した。

(6) 意見交換

(□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者)

- 家事調停委員の人材確保に関する裁判所からの説明について、疑問に思う点や感想など率直な御意見をお伺いしたい。
- 調停委員はボランティアとしての活動になるのか。立場としては、非常勤という扱いになるのか。年齢は若い方がよいなどはあるのか。
- 調停委員は、非常勤の公務員という立場であり、他に本業の仕事がある方も調停委員になることができる。調停委員に対しては、執務を行った時間に応じて報酬が支給される。調停委員の年齢については、40歳以上70歳未満であることが条件となっているので長く勤務していただくという意味ではできる限り若い世代の確保が必要だと考えている。
- 手当てとしては幾らくらい支給されるのか。調停期日の実際の時間ではどのくらいか。期日毎に調停委員は変わるのか、事件が終わるまでは担当することになるのか。
- 報酬は、調停期日に執務を行った時間に応じて、1日当たり4,650円から15,500円までの金額が支給される。調停期日の時間は、事件に応じて異なるが、おおよそ1期日当たり1時間半くらいである。
- いったん担当した事件については、何年かかっても最初から最後まで関わることになるのか。
- 基本的にはそうである。しかし、途中で差し支えるような場合があれば交代することもある。
- 毎週、何日も勤務することになるのか。
- 多くの事件を受任していただいている調停委員の中には、毎週、高い頻度で来てもらっている方もいる。
- そうすると、働き盛りの人が調停委員になるのは難しいのではないか。調停

委員の数を増やして一人当たりの受任件数を減らすなど検討する必要があると思われる。

○ 調停委員を指定する際は、当該調停委員の持ち件数や事案の内容などを考慮しているのか。

■ 考慮している。遺産分割等の専門知識が必要になる場合は、2名のうちどちらかは弁護士資格を有する者に依頼している。

○ 年齢制限にかかる任期まで務めている方はどれくらいいるのか。

■ 基本的に任期は2年であり、都度更新している。ほとんどの方は年齢制限にかかる70歳まで任期更新されている。

○ 調停委員は法律に詳しくない人でもよいのか。

□ 調停委員は、人生経験があって、人の悩みに寄り添うということが重要だと考えているので、必ずしも専門家である必要はない。

■ 調停委員は、研修などの自己研鑽の場も準備されているし、実際の調停の現場では、裁判官も含め協議をすることになるので、必ずしも調停委員全員が法律に詳しくある必要はない。

○ 社会には様々な委員がいらっしゃるが、どこもなり手がいないのが現状である。特に、若い世代の登用が難しいため、そこがネックになると思う。

○ 調停は日中だけしか行われぬのか。夜などの時間外に調停を行うことは難しいのか。調停委員も本業を休みやすいという環境がないと受任は難しいのではないか。

□ 毎週、調停委員として勤務することは厳しいか。

○ ばりばり働いている若い世代を登用するためには、何らかのインセンティブがないと企業としても人を出すのは難しいと思う。また、調停委員として派遣することが、企業としてもメリットになるなど、どの職場も人材の余裕がない中で、敢えて他所で学ばせるためには、相応のインセンティブが必要になるのではないか。

- 調停の期日についても、月に1回にして、3か月前には期日が分かるなどであれば、若い人でもやりやすいと思う。急に来週来ることができるかと聞かれても対応は難しい。
- 初回の期日はおよそ1か月前から2か月前までに通知をしており、調停の期日も事件毎に1か月に1回程度実施している。また、調停委員に対しては、こちらからどの程度受任してもらえると意向を尋ねている。あまり多くの事件を受任することができない人は、最初のほうは無理のない範囲で受任していただき、徐々に慣れていくということも考えられるのではないかと。
- 調停委員の採用に際し、一般公募はしていないのか。
- 一般公募はしていない。法人等に推薦依頼をすることはあるが、なかなか難しい状況である。実際のところ、給源を現役の調停委員からの紹介に求めているのが現状である。
- 市民活動団体等も多くあるので、そこに働き掛けるのもあるのではないかと。
- 市民活動団体に調停に関するパンフレットを備え置くなどしてもいいかもしれない。
- 報酬が低いというのは、改善が必要だと思う。また、現在の調停委員がどういった経緯で調停委員になられたのか、振り返りをしていくのもよいと思う。話を聴くことに長けているという意味では、家庭相談委員なども調停委員に向いていると思われる。
- これまでは調停委員をされていた方からの紹介でなられた方が多い。ただそれでは先細りになってしまうので新しい人材を求めていかなければならない。
- 民生委員も調停委員に向いているとは思いますが、どうしても年齢層が高くなるため、年齢制限がネックになってくる。
- 若い世代が必要ということであれば、まずは、研修というような扱いにして、例えば2年限定で任せる、そして2年経過後に同じ企業から別の方をお願いして出していただくなどの仕組みが必要ではないかと。医療系では、病院の社会福

社士等は比較的日中の時間が取れるのではないかな。

- どういう人材に調停委員になってほしいと考えるか。
- まずは、調停委員になるためのハードルを下げないと調停が永続的な制度にならないのではないかな。裁判員制度のように、一般的な感覚を持っている人が調停委員として参加していくという方向が必要ではないかな。
- 調停委員は、話を聴くということが重要なので、まずは一般感覚を有する、専門家ではない調停委員が話を聴いて、その後法律の専門家が法律的にはこうだよという風に話をまとめていくのが重要ではないかな。
- 人生経験豊富というわけではなくても、ただ話を聞いて共感できるような人が必要ではないかな。本当に聴き上手な人が必要である。
- 傾聴のボランティアをしている人もいるので、そこに働き掛けをしていくのもいいかもしれない。

(7) 次回の予定

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同開催

日 時 11月22日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 裁判所の防災について